

日時・場所	平成28年6月6日（月） 8時45分～ 庁議室
出席者	山仲市長、川端教育長、立入議会事務局長、寺田政策調整部長、遠藤総務部長（代理：竹村次長）、上田市民部長、瀬川健康福祉部長、辻村健康福祉部政策監、小山都市建設部長、白井環境経済部長、藤池教育部長、野玉会計管理者、服部広報秘書課長、事務局（企画調整課）

1. 市長指示事項

- ・ 昨日のやすまる広場は、市民・団体の手づくりの恒例イベントとなり、多くの市民に参加していただき、和やかで盛大な催しになった。消防署においては消防訓練も実施され、家族連れ等多くの市民が見学に来られ、関心の高さが伺え、好ましい状況であった。
- ・ すでに公表しているが、守山野洲行政事務組合職員の契約事務の不正事案については、全貌はまだ明らかにできていないが、一旦提出された見積書の金額の変更を指示し、差し換えたことは事実であり、様々な事情があったにせよ、絶対にあってはならないことである。万が一誤った手続きを踏んだのであれば、再度原点に戻って、対応しなければならない。これを機会に、仕事の進め方の厳格性、公正性等を再認識すること。
- ・ 市民病院整備に関して、整備反対のビラを配布している人たちとは別に、賛成だが懸念するとの発言をしている市民の方もいる。話してみると、現野洲病院がそのまま移行するから心配、反対するという方が一定数いるということが分かった。現在の医師の診療レベルや技能・対応に疑問を持っている方もいるようだが、新設の市民病院であり、決してそんなことはないと伝えている。現状は施設、設備の制約もある。様々な見解があるので、もう一段丁寧な説明なり議論が必要である。
- ・ 本日から、国家公務員の新規採用職員3人が本市で研修を受けている。各職場において接してもらうこととなるが、有益な研修となるよう協力をお願いします。

2. 報告事項

① 野洲市こどもの家にかかる指定管理者の指定について

〔所管： 健康福祉部〕

野洲市こどもの家の指定管理期間の終了に伴い、野洲市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第3条第2項の規定を適用し、社会福祉法人野洲市社会福祉協議会を指定管理者の候補法人として、非公募による指定管理の指定の事務手續を進める。指定管理期間は平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5年間を予定。

→資料には、保護者からは公設公営のニーズがあるとなっているが、市社会福祉協議会を候補法人として手續を進めることとの整合をどのように図るのか。

→そもそもは、保護者会から、こどもの家は市社会福祉協議会に運営してほしいという要望があったという経緯があり、それを受け本手續を進めているので、正確な表現に修正する。

→審査委員会を設置し、審査する必要があるのか。

→本件と同様のケースで、なかよし交流館の指定にあたって審査委員会において審査をした経緯がある。いくら非公募といえども業務内容等は適正に審査する必要があると考えている。

→来年4月からの指定管理であり、通常であれば、11月議会における提案でよいが、申請受付を10月下旬から実施する予定であるため、あらかじめ8月議会で提案する必要があるという理由を明確にしておくこと。

→先日、保護者会と面談をした際に、運営については高く評価していただいているが、土曜日の実施、職員のスキルアップ等について課題提起があったので、認識を持っておくこと。

② 平成28年度公立病院の新設・建替等に関する調書について

〔所管： 政策調整部〕

5月19日付けで、県市町振興課長より、地域戦略課長宛てに参考送付があった公立病院の新設・建替等に冠する調書について、情報共有する。5月12日付けで県へ送付した（仮称）野洲市民病院への建替（県より、現野洲病院の建替という前提で調書を作成するよう指示）に関する市の見解に対し、県から、地域医療構想に合致している、病院事業に係る収支見通しは一定の実現可能性を有する、との意見が示された。また、市の財源確保に関する取組について具体的な見通しを明らかにすることが必要との意見も示されたが、今後毎年、経営改善を継続的に実施することで財政調整基金の一定額の確保が可能となることを示す資料等も提出した。今後、本調書をもとに国が県に対してヒアリングを実施し、国としての見解が示される予定である。

- 本調書はもともと、庁議を経て、全員協議会もしくは(仮称)野洲市民病院整備事業特別委員会において議会に説明する予定であった。しかし、先日議長から、公文書で本調書の情報提供の要請があり、説明なしでは誤解を招くおそれがあることも懸念したが、やむを得ず情報提供した。本調書の内容は口頭による補足説明が必要であると考えており、先日の本会議において、理解が不十分な状況で一般質問をされた議員がいたことは問題だと考えている。
- 本調書における県の意見によると、本市はこれから新たに公立病院を建設しそれを維持できる自治体であるという一定の認定を受けたと認識している。
- 本調書の添付資料である収支見通しは、今回改めて作成したものであり、作成済の中期財政見通しを更新、差替えるものではない。

③ 「まちづくり井戸端座談会」実施要領について

[所管： 政策調整部]

「まちづくり井戸端座談会」をルール化したものである。昨年度で終了した外部評価委員会に代わる機会と位置付け、公平、公正また効果的かつ効率的並びに透明な市政を運営するために、市政における主要事業や課題等について市民と共有するとともに、市民との意見交換により、評価及び新たな政策、施策及び事業についての提案を受けるものである。

④ 全員協議会への提出事項について

[所管： 総務部]

- 6月度全員協議会に報告事項13件、連絡事項6件を提出する。変更等あれば報告願いたい。
- 「平成28年度公立病院の新設・建替等に関する調書について」は(仮称)野洲市民病院整備事業特別委員会で議題とすべきである。併せて、当特別委員会において、市議会会派の野洲政風会から、現・野洲病院での市立病院整備の提案についての説明も行っていただく必要があると考える。開催時期は本議会の会期中でなければならないと考える。
- 日程等調整する。
- 今回の全員協議会へ提出する必要があると考えられる事項がいくつかある。再度精査すること。丁寧な情報提供は大切だが、各部長が責任を持って、提供のタイミングや必要性を見定めること。

3. 協議事項

なし

4. その他伝達事項

- ・平成28年度野洲川斎苑清掃業務について、再度適正な手続きで入札を執行することとしていたが、当初の入札手続きは適正であり、現契約者は最低見積り者でなかったことを正式に確認したので、現契約者とは契約解除合意書を取り交わし、6月5日に契約を解除した。最低見積り者であった業者とは6月6日から平成29年3月31日までの契約を締結する。本日最終合意が整い次第、プレス発表を行う。
- 本件のような事件が起こった際には、何が制度上問題になっているかをしっかり押さえなければならない。まずは、発注者がすべての当事者の調書を取り、入札手続きが適正に行われているか等を確認し、先を見据えたうえで対応をすべきである。再度本件の問題点を整理して共有化すること。

5. 次回部長会議

6月13日(月) 8時45分～ 庁議室